明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍京都市右京区西院乾町四九番地、最後の住所京都市南区久世大藪町五二五番地八サン・レスポアール二二〇号　被相続人　亡　大橋　啓吾

右被相続人は平成二十六年四月七日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月十三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

京都府長岡京市八条が丘一―四―八―五〇四　相続財産管理人　道端　寿裕

限定承認公告

本籍京都市右京区西院乾町四九番地、最後の住所京都市右京区太秦安井北御所町二番地六八　被相続人　亡　大橋　節子

右被相続人は平成二十八年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月十三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

京都府長岡京市八条が丘一―四―八―五〇四　相続財産管理人　道端　寿裕

限定承認公告

本籍滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院九一六番地、最後の住所奈良県橿原市菖蒲町三丁目二七番二五号　被相続人　亡　藤野　誠

右被相続人は平成二十八年十月三十日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月二十一日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

奈良県橿原市菖蒲町三丁目二七番二五号　相続財産管理人　藤野　章子

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根ビル五階　弁護士法人淺田法律事務所　代理人弁護士　細田　祥子

限定承認公告

本籍沖縄県名護市大北三丁目四七七二番地一、最後の住所沖縄県名護市大北三丁目五番一九号　被相続人　亡　屋比久　司

右被相続人は平成二十八年九月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月二十二日那覇家庭裁判所名護支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

沖縄県那覇市久茂地三丁目二一番一号國場ビルディング九階　新見総合法律事務所　限定承認者　屋比久千鶴子　右代理人弁護士　新見　研吾

任意清算公告

当社は、平成二十八年十二月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月六日

神奈川県川崎市多摩区枡形六丁目六番一六号　合資会社ビジネス・マネジメント・システム　代表社員　立川　雅一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月二十三日

掲載頁　六十頁（号外第二〇九号）

平成二十九年一月六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　特定目的会社ＪＲＩＣ１　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月二十三日

掲載頁　六十頁（号外第二〇九号）

平成二十九年一月六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　特定目的会社ＪＲＩＣ２　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額四十四億二千九百万円を三十億四千百万円減少して十三億八千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月七日

掲載頁　四十八頁（号外第二二三号）

平成二十九年一月六日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　特定目的会社ストローク・インベストメンツ　取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年九月三十日

掲載頁　一一六頁（号外第二一七号）

平成二十九年一月六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号　ＢＡＥＶ梅田エクセルハイツ特定目的会社　取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億八千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000577/pbss/

平成二十九年一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　なにわ特定目的会社　取締役　宮里　猛

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち十六万八千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である平成二十九年二月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　なにわ特定目的会社　取締役　宮里　猛

訂正公告

平成二十八年九月三十日（号外第二一七号）掲載の年金積立金管理運用独立行政法人平成二十七事業年度財務諸表に関する公告中、注記8．金融商品関係　⑵金融商品の時価等に関する事項　平成二十八年三月三十一日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の表中「137,819,929,685,512」とあるを「134,819,929,685,512」に訂正します。

平成二十九年一月六日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号　年金積立金管理運用独立行政法人　理事長　髙橋　則広

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年十二月十九日（号外第二百八十号）厚生労働省告示第四百二十四号（放射性医薬品基準の一部を改正する件）（印刷誤り）				
四五	上	一五	メチルペンチルベンゼン／スルホン酸塩	メチルペンチルベンゼンスルホン酸塩
平成二十八年十二月十六日国土交通省告示第千四百十九号（非常用の照明装置の構造方法を定める件の一部を改正する件）（印刷誤り）				
六	上	一六	第二第三号中三	第二第三号中

◉号外　一月六日付第三号六四ページ　ジ●同日付政府調達第三号一七六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一六四円（本体一五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）